

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）	（即日施行分）	1
○ 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）		9
○ 東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）		10

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第六章 災害応急対策（第二十一条―<u>第三十六条の四</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 災害応急対策</p> <p>（通信設備の優先利用等）</p> <p>第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、<u>法第五十七條（法第六十一條の三）</u>において準用する場合を含む。<u>次条において同じ。</u>の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくは次条に規定する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第四号に掲げる者</u>、放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）<u>第二条第二十三号</u>に規定する基幹放送事業者又は次条に規定する事業活動を行う者と協議</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の二（略）</p> <p>第六章 災害応急対策（第二十一条―<u>第三十六条の二</u>）</p> <p>第七章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六章 災害応急対策</p> <p>（通信設備の優先利用等）</p> <p>第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、<u>法第五十七條</u>の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）<u>第三条第四項第四号に掲げる者</u>又は<u>放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二十三号</u>に規定する基幹放送事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。</p>

して定めた手続により、これを行わなければならない。

(政令で定める事業活動)

第二十二条の二 法第五十七条の政令で定める事業活動は、情報通信業に属する事業のうちインターネットの利用者が容易に検索することができ、るように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うものに係る事業活動とする。

(都道府県知事による避難の指示等の代行の手続)

第二十三条の二 法第六十条第六項の規定による市町村長の事務の代行をした都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができるとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

2 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第六十条第六項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。

(都道府県知事による応急措置の代行)

第三十条 (略)

2 法第七十三条第一項の規定による市町村長の事務の代行をした都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

(新設)

(都道府県知事による避難の指示等の代行の手続)

第二十三条の二 法第六十条第五項の規定による市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができるとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

2 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第六十条第五項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。

(都道府県知事による応急措置の代行)

第三十条 (略)

2 法第七十三条第一項の規定による市町村長の事務を代行する都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行なうことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

3
(略)

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第三十三条の三 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、法第七十八條の二第一項の規定により市町村長に代わつて法第六十四條第二項前段の規定による工作物等の除去その他必要な措置をとつた場合において、工作物等を除去したときは、同條第三項から第五項までの規定の例により、当該工作物等を保管しなければならない。

2 法第七十八條の二第一項の規定による市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

3 前項に規定するもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、法第七十八條の二第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した応急措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

(埋葬及び火葬の手續の特例)

第三十六條の二 厚生労働大臣は、法第八十六條の四の規定により墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この条において「墓地埋葬法」という。)第五条及び第十四条に規定する手續の特例を定めるときは、その対象となる地域を指定するものとする。

3
(略)

(新設)

(新設)

2 | 厚生労働大臣は、その定める期間内に前項の規定により指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法第五条第一項の規定による埋葬又は火葬の許可について、同条第二項に規定する市町村長のほか、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長がこれを行うものとすることができる。

3 | 厚生労働大臣は、第一項の規定により指定した地域において公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があるときは、前項に規定する死体の埋葬又は火葬を行おうとする者について、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において当該埋葬又は火葬を行うときに限り、墓地埋葬法第五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を要しないものとすることができる。

4 | 厚生労働大臣は、前項の場合における墓地埋葬法第十四条に規定する手続については、次に定めるところにより、特例を定めるものとする。

一 | 墓地埋葬法第十四条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として、死亡診断書、死体検案書その他当該死体に係る死亡の事実を証する書類を定めること。

二 | 前項に規定する墓地又は火葬場の管理者は、前号の書類を受理したときは、市町村長に対し、当該書類に記載された事項の確認を求めなければならず、当該市町村長がその確認をした後でなければ、埋葬をさせ、又は火葬を行つてはならないものとする。

三 | 墓地又は納骨堂の管理者は、第一号の書類であつて、火葬場の管理者が墓地埋葬法第十六条第二項に規定する事項を記載したものを受理したときは、焼骨の埋蔵をさせ、又は焼骨の収蔵をすることができる。

ものとする。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手続)

第三十六条の三 法第八十六条の十第一項の規定による市町村長の事務の代行をした都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

2 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第八十六条の十第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続)

第三十六条の四 内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による市町村長の事務の代行をした場合において、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、当該市町村長に、当該市町村を包括する都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるとき(当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときを除く。)は当該都道府県の知事に、速やかに、当該代行に係る事務を引き継がなければならない。

2 前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手続)

第三十六条の二 法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

2 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。

(新設)

3 内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による都道府県知事の事務の代行をした場合において、当該都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

4 前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、法第八十六条の十三第一項の規定による都道府県知事の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該都道府県知事及び当該措置に係る市町村長に通知しなければならない。

第八章 財政金融措置

(政令で定める地方公共団体等)

第四十三条 (略)

2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度(災害の発生した日の属する会計年度をいう。)の普通交付税の額(同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。)の算定に用いられた基準財政収入額(同法附則第七条の二第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。)の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた

第八章 財政金融措置

(政令で定める地方公共団体等)

第四十三条 (略)

2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度(災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。)の普通交付税の額(同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。)の算定に用いられた基準財政収入額(同法附則第七条の二第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。)の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基

地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体とする。

4 第一項及び前項の地方公共団体は、総務大臣が告示する。

5・6 (略)

附則

3 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で」とあるのは「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が

礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

(新設)

3 第一項の地方公共団体は、総務大臣が告示する。

4・5 (略)

附則

3 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で」とあるのは「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が

当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるもののうち」と、同条第四項中「第一項及び前項」とあるのは「附則第三項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第六項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるもののうち」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第四項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」とする。

条 文 案	現 行
<p>（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）</p> <p>第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。</p> <p>一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第六項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）</p> <p>第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。</p> <p>一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第五項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第四項（同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）

（傍線部分は改正部分）

条 文 案	現 行
<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五 五条まで、第七条及び第八条に規定する措置を指定する。</p> <p>（法第七条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。</p>	<p>（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第七 七条までに規定する措置を指定する。</p> <p>（法第六条の政令で定める地区及び期日）</p> <p>第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（東京都の区域を除く。）とする。</p> <p>2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十六年二月二十八日とする。</p>